

○長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

平成27年3月27日長野市条例第3号

改正

平成27年7月1日条例第39号

平成28年3月30日条例第1号

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等に関し、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を設置し、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 附属機関は、必要に応じて市長等に意見を述べることができる。

(委員の委嘱等)

第3条 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が必要と認める者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

(特別委員及び専門委員)

第4条 附属機関に、特別の事項を調査及び審議させるため必要があると認めるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者等のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長等（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、あらかじめ会長等の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関は、会長等が招集し、会長等が会議の議長となる。

- 2 附属機関は、委員（議事に關係のある特別委員が置かれている場合にあっては、当該委員を含む。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員（議事に關係のある特別委員が置かれている場合にあっては、当該委員を含む。）の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
- 4 附属機関は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(部会等及び議決の特例)

第7条 附属機関に、特定又は専門の事項に係る調査及び審議のため必要に応じて部会、専門分科会又は小委員会（以下「部会等」という。）を置くことができる。

- 2 前2条の規定は、部会等について準用する。
- 3 別表の1に規定する長野市青少年健全育成審議会においては、長野市青少年保護育成条例（平成14年長野市条例第37号）第16条第1項に規定する事項に係る部会等の審議は、同審議会が行ったものとみなす。

(守秘義務)

第8条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（長野市行政改革推進審議会条例等の廃止）

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 長野市行政改革推進審議会条例（平成15年長野市条例第3号）
- (2) 長野市公共施設適正化検討委員会条例（平成26年長野市条例第34号）
- (3) 長野市総合計画審議会条例（平成14年長野市条例第4号）
- (4) 長野市都市内分権審議会条例（平成17年長野市条例第3号）
- (5) 長野市特別職報酬等審議会条例（昭和41年長野市条例第23号）

- (6) 長野市住宅対策審議会条例（昭和42年長野市条例第37号）
 - (7) 長野市住居表示審議会条例（昭和42年長野市条例第1号）
 - (8) 長野市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和54年長野市条例第17号）
 - (9) 長野市学校給食センター等運営審議会条例（昭和42年長野市条例第8号）
 - (10) 長野市教育支援委員会条例（昭和47年長野市条例第24号）
 - (11) 長野市文化芸術振興審議会条例（平成21年長野市条例第39号）
 - (12) 長野市青少年健全育成審議会条例（昭和60年長野市条例第14号）
 - (13) 長野市消防委員会条例（昭和42年長野市条例第18号）
- （旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の左欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問等で、この条例の施行の際当該諮問等に対する答申等がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問等とみなし、当該諮問等について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

附則第2項各号に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で左欄に掲げる附属機関 と同一の名称のもの
施行日前に存する合議体	別表に掲げる附属機関で左欄に掲げる合議体と 同一の名称のもの

4 この条例の施行の際現に旧附属機関等の委員である者は、施行日に、それぞれ新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員のそれぞれの任期にかかわらず、施行日における旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長等が別に定める。

（長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

6 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

附 則（平成27年7月1日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(長野市食育推進審議会条例の廃止)

2 長野市食育推進審議会条例(平成20年長野市条例第28号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に従前の長野市健康づくり推進審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定により長野市健康増進・食育推進審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例別表の1長野市健康増進・食育推進審議会の項の規定にかかわらず、同日における従前の長野市健康づくり推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行に伴い新たに委嘱される長野市健康増進・食育推進審議会の委員の任期は、新条例別表の1長野市健康増進・食育推進審議会の項の規定にかかわらず、前項の規定により長野市健康増進・食育推進審議会の委員に委嘱されたものとみなされた者の長野市健康増進・食育推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 長野市特別職の職員の給与に関する条例(昭和41年長野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

別表 (第2条関係)

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市住居表示審議会	市長の諮問に応じ、住居表示整備事業に関する事項について調査及び審議すること。	18人以内	2年
長野市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額並	10人以内	2年

	びに政務活動費の額に関する事項について調査及び審議すること。		
長野市防災基金運営委員会	市長の諮間に応じ、長野市防災基金の運用から生ずる収益による事業及び市民等の防災活動等に対する顕彰に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	2年
長野市公共事業再評価監視委員会	市長の諮間に応じ、公共事業に係る再評価及び対応方針に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	2年
長野市指定管理者選定委員会	市長の諮間に応じ、公の施設の指定管理候補団体の選定及び指定管理者に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	2年
長野市行政改革推進審議会	市長の諮間に応じ、行政改革の推進に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市公共施設適正化検討委員会	市長の諮間に応じ、公共施設の適正化に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	2年
長野市総合計画審議会	市長の諮間に応じ、長野市総合計画に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年
長野市都市内分権審議会	市長の諮間に応じ、長野市版都市内分権に関する事項について調査及び審議すること。	30人以内	2年
ながのまちづくり活動提案審査委員会	市長の諮間に応じ、ながのまちづくり活動支援事業補助金の補助対象となる活動の選考等に関する事項について調査及び審議すること。	7人以内	2年
長野市やまとビジネス支援補助金審査委員会	市長の諮間に応じ、長野市やまとビジネス支援補助金の補助対象となる事業の選考等に関する事項について調査及び審議すること。	6人以内	2年

長野市介護サービス向上検討委員会	市長の諮間に応じ、介護サービスの質的な向上に関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	3年
長野市地域密着型サービス等運営委員会	市長の諮間に応じ、地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業の運営に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	3年
長野市地域包括支援センター運営協議会	市長の諮間に応じ、地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	3年
長野市健康増進・食育推進審議会	市長の諮間に応じ、長野市健康増進計画、長野市食育推進計画その他市民の健康の増進及び食育の推進に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年
長野市予防接種健康被害調査委員会	市長の諮間に応じ、予防接種により発生した健康被害に関する事項について調査及び審議すること。	12人以内	2年
長野市放課後子ども総合プラン推進委員会	市長の諮間に応じ、放課後子ども総合プランの実施に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市幼児期の教育・保育の在り方検討委員会	市長の諮間に応じ、幼児期の教育・保育の在り方にに関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	2年
長野市廃棄物処理施設設置審査会	市長の諮間に応じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する生活環境の保全に関する事項について調査及び審議すること。	6人以内	2年
長野市文化芸術振興審議会	市長の諮間に応じ、文化芸術の振興のための施策の策定及び推進に関する事項につ	12人以内	2年

	いて調査及び審議すること。		
長野市芸術文化振興基金運営委員会	市長の諮間に応じ、長野市芸術文化振興基金の運用から生ずる収益の使途及び活用に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市住宅対策審議会	市長の諮間に応じ、住宅供給に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年
長野市都市再生整備計画評価委員会	市長の諮間に応じ、都市再生整備計画事業等の事業評価及び今後のまちづくりの方策に関する事項について調査及び審議すること。	5人以内	2年
長野市中心市街地活性化基本計画評価専門委員会	市長の諮間に応じ、長野市中心市街地活性化基本計画の実績に係る評価及び変更に関する事項について調査及び審議すること。	8人以内	5年
長野市歴史的風致維持向上協議会	市長の諮間に応じ、長野市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更並びに円滑な実施に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市消防委員会	市長の諮間に応じ、消防の運営に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年
長野市おひざで絵本事業絵本選定委員会	市長の諮間に応じ、おひざで絵本事業で贈呈する絵本の選定に関する事項について調査及び審議すること。	8人以内	2年
長野市青少年健全育成審議会	市長の諮間に応じ、青少年の健全育成及び保護育成に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ、心身に障害があること等により特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な教育的支援に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
長野市活力ある学校づくり検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校における少子化に対応した新たな学校づくりの在り方並びに学校の規模、配置及び通学区域に関する事項について調査及び審議すること。	12人以内	2年
長野市教育委員会結核対策委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校における結核対策に関する事項について調査及び審議すること。	6人以内	1年
長野市学校給食センター等運営審議会	教育委員会の諮問に応じ、学校給食センター及び学校給食共同調理場の運営に関する事項について調査及び審議すること。	30人以内	2年
長野市立図書館基本計画策定委員会	教育委員会の諮問に応じ、長野市立図書館基本計画の策定に関する事項について調査及び審議すること。	8人以内	1年

3 市長等の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市教育振興基本計画策定委員会	市長等の諮問に応じ、長野市教育振興基本計画の策定に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年
長野市生涯学習推進計画策定委員会	市長等の諮問に応じ、長野市生涯学習推進計画の策定に関する事項について調査及び審議すること。	20人以内	2年